

平成30年9月
警察庁

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果
について

警察庁において、平成30年7月23日から同年8月21日までの間、「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行った結果、9件の御意見を頂きました。

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第14号）

2 命令等の案を公示した日

平成30年7月23日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、古物営業法施行規則の一部を改正する規則案を別紙2のとおり修正することとしました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 9件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	8件
電子メール	0件
F A X	1件
郵 送	0件